

千葉市教育委員会会議オンライン出席取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、千葉市教育委員会会議規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第6条の2及び第13条第2項の規定により委員及び職員が会議に出席する場合（以下「オンライン出席」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 オンライン出席ができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 交通機関の途絶等により会議開催の場所までの交通手段が確保できない場合
- (2) 他の業務等により遠隔地に所在する場合
- (3) その他教育長が必要と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、会議が次のいずれかに該当することが見込まれる場合は、教育長は、委員に対し、オンライン出席を許可しないものとする。

- (1) 会議に付議する案件に規則第12条第1項各号に掲げる事項が含まれること。
- (2) 会議に付議する案件に規則第21条に規定する無記名投票による表決を行うものがあること。

(手続)

第3条 オンライン出席をする委員又は職員（以下「委員等」という。）がいる場合においては、教育長は、会議開始前に、映像及び音声の送受信等により相互の発言を認識でき、議論が的確に行える通信環境にあることを確認するものとする。

2 教育長は、オンライン出席をする委員等を、前項に規定する通信環境が確保できた場合に限り、会議に出席したのものとして取り扱うものとする。

(通信が途絶えた場合の取扱い)

第4条 委員等は、会議の途中で通信が途絶えた場合は、前条第1項に規定する通信環境を確保するよう努めるものとする。

2 前項に規定する場合において、前条第1項に規定する通信環境が確保できなくなったときは、教育長は、その間の議事について、当該委員等は欠席したものとして取り扱う。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか、オンライン出席について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。